

○伊達市宅地関連災害復旧事業費補助金交付要綱

平成19年3月27日告示第22号

伊達市宅地関連災害復旧事業費補助金交付要綱

伊達市宅地関連災害復旧事業費補助金交付要綱(平成18年伊達市告示第144号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 市は、その指定する災害により被害を受けた宅地関連(自ら居住の用に供する住宅及びそれに付随する建物が存する一体的な敷地をいう。)の復旧を推進し、住民生活の安定に資するため、当分の間伊達市補助金等の交付等に関する規則(平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。)及びこの要綱により、災害復旧を施行する事業主(以下「災害復旧事業主」という。)に対して、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で宅地関連災害復旧事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(災害の指定)

第2条 市が指定する災害は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 最大24時間雨量が80ミリメートルを超えたとき。
- (3) 3日以上連続の降雨量が150ミリメートルを超えたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(補助金の対象事業及び対象額等)

第3条 補助金の対象事業は、宅地関連の崩壊地の復旧工事で、1箇所の復旧に要する事業費が10万円以上の工事とする。

2 補助金の基準額及びその限度額は、当該復旧工事に要した経費の区分(以下「経費区分」という。)により、次の表のとおりとし、いずれか少ない方の額を補助対象額とする。

経費区分	補助基準額	限度額
資材費	10万円を差引した額	30万円
ブルドーザー等機械借上費	資材費の額が10万円に満たないときは、当該差額を差引した額	80万円
人夫賃	資材費及びブルドーザー等機械借上費の合計額が10万円に満たないときは、当該差額を差引した額	10万円

(補助金の補助率)

第4条 補助金の額は、前条第2項により得られた補助対象額に経費区分に応じた次の表の補助率を乗じて得た額の合計額について、千円未満を切り捨てた額とする。

経費区分	補助率
資材費	3分の2
ブルドーザー等機械借上費	2分の1
人夫賃	2分の1

(補助金交付申請)

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画(実績)書兼収支予算(決算)書(様式第1号)
- (2) 補助金計算書(様式第2号)
- (3) 市長が必要と認める書類

ア 事業設計書

イ 事業設計図

ウ その他必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 伊達市補助金等の交付等に関する規則(平成18年伊達市規則第40号)第7条第5号に規定する市長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を申請する者は、市民税等の市の納付金を滞納していないこと。
- (2) 復旧工事は現状復旧を原則とし、過大な工事は認めないものとする。
- (3) 事業経費のうち資材費及びブルドーザー等機械借上費の単価は、伊達市の契約単価の以下の額とする。ただし、単価契約の締結のないものについては、見積書を提出するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画(実績)書兼収支予算(決算)書
- (2) 市長が必要と認める書類

ア 事業実施明細書

イ 領収書

ウ 事業完成写真

エ その他必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙は、所要の修正を加え、なお使用することができる。